

公示第532号

平成27年10月1日  
ダスキン健康保険組合  
理事長 鶴見明久

「ダスキン健康保険組合規約の一部変更」について

ダスキン健康保険組合規約の一部を変更いたしましたので、健康保険法施行令第3条2項に基づき、公示いたします。

記

第41条の2の次に、次の1項を加える。

(組合員の範囲)

2.第4条に掲げる事業所に編入する事業所は、次のとおりとする。

組合の設立事業所との間で、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項又は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所

附 則

(施行期日)

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

以上